

令和2年度7月分

建設・上下水道関係

件名	県営住宅の建設について
内容	<p>県営住宅に入りたいと思っているが、件数も少なく中々当たらないので、市営住宅を建設してほしい。</p>
回答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。 また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。 お寄せいただきました市営住宅の建設についてお答えします。</p> <p>市営住宅の整備に関する市の考えにつきましては、少子高齢化の進行に伴う総人口の減少傾向の中、市の財政状況は厳しく、市営住宅の新たな整備は困難な状況にあり、市内の公営住宅としては南山の県営住宅（270戸）に依存せざるを得ない状況です。</p> <p>一方で県営住宅の応募倍率は減少傾向にあるものの、県平均で5倍を超えており、入居できない世帯が多いことは、市としても認識しているところです。</p> <p>国では、安定した家賃収入が見込めないことなどの理由により、民間賃貸住宅の入居を拒まれる事例を踏まえ、高齢者や障害者、子育て中のひとり親世帯など「住宅確保要配慮者」を対象として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」を平成29年10月に施行しました。</p> <p>千葉県においても、同法律に基づき、①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸登録制度や②住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制定の運用が開始されており、市では、民間賃貸住宅利用で、お困りの市民の方に対しては、こうした千葉県の制度を案内しているところです。</p> <p>県住宅課によりますと、白井市内には、上述した①の制度に登録された住宅は現在のところないようですが、住宅確保要配慮者に対して住まい探しや家賃保証などの支援業務を行う法人として、上述②の制度により登録された法人が14法人あるとのことですので、御相談いただければと思います。</p> <p>なお、詳細は、県住宅課住宅政策班（電話043-223-3255）までお問い合わせください。 （関係課：建築宅地課）</p>

件名	子育ての環境について
内容	<p>近々、富士西地区に資材置き場が出来ようとしています。 行き止まりの生活用道路の為、出入り口は1ヶ所のみ場所です。 日々、大きなトラックが出入りすることになれば大変危険な道路になってしまう他、次のような被害が出てしまことは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝、晩の交通渋滞、事故 ・道路への砂利、泥の引き込み ・排気ガスによる空気の汚染 ・振動、粉じん、騒音

	<p>このままでは、子育ての環境を侵害され安心して普通に生活が出来ません。子ども達もとても不安になっています。</p> <p>「子育てしたくなるまち」を目指す市として、迅速な対応をお願いします。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>御意見をいただきました資材置場については、御相談をいただいております、皆さんの不安な気持ちは十分理解しております。</p> <p>しかしながら、市が管理している道路を使用することについては、その道路が公道（誰が通ってもよい道）であることなどから、トラック等の通行を断ることは出来ないものと考えています。</p> <p>市としましては、資材置場の近くに住んでいる皆さんの住環境が変わることから、土地の所有者に対して、資材置場として活用する際の事業計画（トラックの通る回数など）やトラックが道路を通行する際の安全対策などについて、十分に説明するようお願いしたところです。</p> <p>何卒、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>（関係課：道路課）</p>